

## デモクラシー譯字考

住 谷 悅 治

はしがき——デモクラシーの意味

デモクラシー Democracy (英)、Democratie (佛)、Demokratie (獨) は、いままで、一般に民主主義とか、民主政治とか、民主制とか、民衆政治とか、民本主義ないし民本主義政治とかいう譯字をあてて使用されてきたが民主主義という譯字が最も一般化し、すでに確定的なものであるかの印象を與えている。しかしこれらの譯字がデモクラシーの眞義を正しく傳えた適譯であるかどうかについては、政治學者、憲法學者の間には、なお疑問が存しており、現在、たとえば、佐々木惣一博士のごときは、近著「日本國憲法論」のなかで、デモクラシーをば、民主主義という譯字を用いないで共主義という文字を用いておられるのである。

リンカーンの「全人民による、全人民のための、全人民の政治」が、ふつうデモクラシーであるとされ、したがつて一つの國家を構成する全人民大衆の意思に基いて行われる政治組織がデモクラシーの政治であると考へられている。この意味において、それは政治の一つの形式である。この政治形式を採用する國家はデモクラシー國家ないしは民主主義國家であることはいうまでもない。政治原理としては、ひろく國民が參與し、國民の意思を容れ、條理にもとずいた説得、そしてそれに對する同意による政治であり、つまり國民がみんなでする政治、國

民の納得する政治を指している。そこではあらゆる暴虐や、専制や、權力的壓迫による制度とは、およそ相反する對蹠的な政治であり、政治制度であり、自由と平等とが必ずこれに結びついている。

古代ギリシヤにおいては、デモクラシーとは、政治組織の一種として、例えばプラトンは、古代の都市國家の多數市民の直接の支配するものとし、アリストテレスは、人民全體が一社會の最高支配權を把握して、みずからの利益のために政治を行うものと考えていた。プラトンの多數者とは、貴族ならびに有産者にたいして多數の貧窮の自由民を指しており、奴隸や被征服民を含んでいない。アリストテレスの思想は、近代フランスのジャン・ボトダンの思想に生きているといえよう。近代の意味におけるデモクラシーは、一七七六年のアメリカ合衆國の獨立宣言および一七九一年のフランス革命における人權宣言によつて表現され、ブルジョアが貴族から政權を奪取するために標語となり、十九世紀以後は勞働者が、ブルジョアから政權を奪う旗印となつた。

しかし最近世においては、單に政治形式または政治制度としてこれを理解するのみでなく、一般社會生活の各部分において、人々が自主的人格にもとずき、平等に、共同生活への參與と適當な地位とを要求しようとする理想を考慮しているのである。政治的にはいふまでもなく、經濟的にも、産業上にも、家庭やいろいろの社會的集團においても、さらに倫理上においても、デモクラシーが考えられ、個人についても、「デモクラティックな人間」とか、あるいは「非デモクラティックな人間」ということがいわれるほどになつてゐる。かくして、デモクラシーという語の譯字としては、一般社會生活の各領域において、民意を容れ、民意を尊重するという意味をも含めねばならないわけで、必ずしも政治的な民主主義という譯字が正しいものであるかどうかは問題が残つてゐるわけである。

## 一 坂本龍馬のデモクラシー論——「藩論」

デモクラシー思想を、このように、ひろく理解して、わが國のデモクラシー思想史を顧みるとき、デモクラシーないしそれに類似の思想がいろいろの譯字のもとに使用されてきたことが知られる。幕末の志士、坂本龍馬が抱懐していた政治原理は、まさに民意に基づいたもの、民衆の參與したものの、條理の上に立つもの、したがつて民衆の納得がいくということが政治制度として確立されるところにあつたようである。それはいうまでもなく立憲的な政治であつて、専制や暴虐や權力的な制度とは、およそ相反する政治であることが想像される。

明治元年十二月に版行した「藩論」なる稀本は、坂本龍馬がある時、海援隊の船上にあつて、外人船載の小冊子をば隊士をして口述せしめ、それにつき熟考甄味し、その外國書の暗示によつて、みずから一説を作り、祕書の長岡謙吉にノートせしめたものであるといわれる。この「藩論」に關しては、すでに尾佐竹猛博士が昭和九年「明治文化研究」第一輯に紹介されているが、半紙版十六枚綴、木版摺で、表紙に明治元年十二月、「藩論」第一、「二百部限減版」と記してある。(京都市、絲屋壽雄氏所藏)

この「藩論」に論ぜられてある政治思想こそは、實にわが國の明治憲政思想史上、そして同時にデモクラシー思想史上、特記されてよいものであろう。ただ幕末・明治の過渡期にあつて、社會的に、封建的遺制が存在し、國民の公論・衆議によつて政治を行うべきことをば、「藩」なる名稱を使用しているという歴史的制約をもつた表現であるところに特質がある。その内容はまさに「萬機を公論によつて決する」といういわゆるブルジョア民主主義的な立場と相通するものがある。曰く「王政一途ニ歸セリ、夫レ天下國家ノ事、治ムルニ於テハ民コノ柄

ヲ執ルモ可ナリ亂スニ於テハ至尊之ヲ爲スモ不可ナリ、故ニ天下ヲ治メ國家ヲ理ムルノ權ハ唯人心ノ向フ處ニ歸スヘシ、藩内封土ヲ治ムルモ亦之ニ他ナラズ」とし、大綱を示し、政治的改革的の基本として三箇條の要件を擧げてゐる。その第二には次ぎのような立憲民主的な、デモクラテイツクな政治原理が述べられてゐる。

「藩主先ツ臣下ニ盟約ヲ立テ亞キニ家格ノ制ヲ滅シ世祿ノ法ヲ絶シ一旦官等ヲ廢シ級爵ヲ收メ、闔藩混合平均シテ更ニ同領庶生ノ尋常大公會ト見做シ、然シテ後チ其藩ノ大小其臣ノ多寡ニ準シテ豫メ定則ノ人員ヲ期シ、各々望ム處ノ人名ヲ進メシムルコト世俗入札ノ式ヲ用テ以テ衆人德望ノ歸スル人物ヲ選ムヘシ」と。「入札」とはいまいう投票、公選のことであるから、つまり後年における普通選舉と民選議院の政治方式を述べているものであることは明白である。

第三の基本要件には次のごとく述べてゐる。

「一ト度ヒコノ公選ノ法ヲ用ユレバ其札數ノ多寡ニ從テ用捨ノ人名判然タル可シ而後藩主コノ初撰ニ舉レル數輩ヲシテ假ニ又定則ノ人員ヲ期シ再タヒ清撰ノ人物ヲ擧ケシメ自餘ノ庶士ヲシテ退テ後ノ令ヲ俟タシムヘシ」と。あるいはさらに「俗諺ニ所謂親ノ心、子知ラスト……故ニ唯落札ノ多キヲ以テ偏ニ之ヲ舉ルト雖トモ必ラス適當ノ人物ヲ得可ラス是復撰ノ法ナキコト能ハサル所以ナリ、蓋シ此初撰ノ人ヲシテ反復誤撰ナカラシムルハ則チ其初メ衆望ノ故ヲ以テ更ニ綜藩ニ代ラシメ任シテ清撰セシムルモノ主意ナリ。竝ニ於テ藩内清撰ノ業、全ク畢リ拔擢ノ人名彌々一定スヘク然シテ後封内庶民ノ撰擢ニ及フヘシ」と。

このように民意を基礎としたところの、いわゆる代議政治は、その後のデモクラシー思想であり、坂本龍馬が暗示を受けたという一冊の外國書とは、いつたい如何なる著者の手に成つたものか不明ではあつても、龍馬の意

圖した政治原理はデモクラシーと相通するものがあり、これに充つるに「藩論」という名稱をもつてしたところに、いかにも幕末・明治の過渡的歴史的性格を表わしているものと言つてよ。

## 二 「萬機公論」と「輿論公議」

元年三月に「五條御誓文」が發布され、つづいて四月に「政體書」が頒布され、御誓文の中には「萬機公論ニ決ス」という政治の新しい方向が指示され、「政體書」の中には「議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル」云々の言葉がある。何れも、封建的、一方的、壓制的な政治形態より、民意を酌まうとする政治への一步を踏み出したものであり、舊來の陋習を破り、國民の人格を認め、世界に知識を求むべきことを唱導し、政體書における官吏公選、三權分立等、劃期的な宣言であることは周知の事實である。ことに、「諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用ユヘシ」の條項は、いわゆるデモクラシーの政治と共通なものであり、「輿論公議」はデモクラシーの譯字と相通するものがある。

もちろん、新しく民意を取り容れる政治とはいふものの、同時に、身分によつて官等の差違を定めてをり、授爵をもつて封建的な階級制度を確立してをり、ことに三權分立の由て立つ基盤たる立法機關は官僚的な會議所であつて、その上局は公卿參與らの議定參與であり、下局は各藩の派遣藩吏である貢士、および徴士であつて、デモクラシーの標榜する一般民衆の政治參與を意味したところの萬機公論でもなく、輿論公議でもないことは明らかである。いわば封建制より近代の立憲政への、或は代議制度への過渡的な意味を含んだ性質をもつもので、デモクラシーの譯語と關連せしめて興味ある言葉であると言ふことに終る。

ことに「萬機公論」の眞議は、「列侯會議」の意味である(尾佐竹猛博士「日本憲政史」三七頁)といえ、外見上の言葉自体はデモクラシーを意味しているとしても、決して近代的デモクラシーを制度化としたものでないことが知られよう。

### 三 加藤弘之の「萬民同權」・「萬民同治」および「人權」

加藤弘之が明治文化・政治・思想のあらゆる面にその華々しき功績を跡づけたことはここに喋々を要せぬところであるが、彼が、最初の著作に文久元年の「となり草」があり、これはわが國において立憲政體を説明した最初の文献であるといわれている。(田畑忍氏著「加藤弘之の國家思想」一九頁) この著書に使用してある用語は、現在、甚だしくわれわれの興味を咬るものである。しかも譯語の獨創性、その斬新性において、加藤の苦心は、特に注目すべきであらう。

例へば、モナルキ―を「君主政治」と譯し、レプユブリーキを「官宰政治」と譯し、政體をこの二つに分類してゐる。また君主政治を「君主握權」(洋名オンベペルクテ・モナルキ―)と「上下分權」(洋名ベペルクテ・モナルキ―)とに分つと言ひ、いわゆるレプユブリーキすなわち「官宰政治」を「豪族專權」(洋名アリストカラチセレプユブリーキ)と「萬民同權」(洋名デモカラチセレプユブリーキ)とに分類し、デモクラシーをば、ここで「萬民同權」という譯語を與えているのである。しかも、「上下分權」と「萬民同權」の政體を以て必然の理想の政體であり、仁義の政であるとして採用すべきことを論じ、これを以て、徳川幕府の政治改革を企圖しているのであるから、驚くべき卓見と稱さねばならぬ。何れにせよ「萬民同權」の譯語は特に記憶すべきものであらう。

更らに注目すべきは、この「となり草」の思想的發展としての「立憲政體略」(明治二年)には、「萬民共治」、「上下同治」、「萬民同治」という述語をもつてデモクラシーを表現していることである。即ち「所謂天下ヲ以テ天下億兆ノ天下トス」る政治、「必ず先ズ公明正大確然不拔ノ國憲ヲ制立シ萬機都テ之ニ則ラサルモノナク、且臣民ヲジテ國事ニ參預スルノ權利ヲ有セシム」るとするのである。

吉野博士によれば、加藤弘之の「立憲政體略」と「眞政大意」(二年)と「國體所論」(七年)との三部は、「民主政治」の精神とその根底を論じたものとして、立憲政治思想史特記さるべきものとされる。そしていづれも立憲主義の基調を「天賦人權論」に求めていると言つてよい。しかし加藤弘之は、明治十五年「人權新説」を著し反天賦人權論としての進化論的權利説を提唱したため、思想的變説、操守、學者的良心の責任について、後年の學者より論評せられている。(田畑氏同書三八頁)

#### 四「自由民權」

國會開設よび憲法制定の運動をめぐつて明治初年からの、民意を反映さすべき政治制度への要望は、「自由民權」の言葉によつて表現される。もちろん、そこには、發生的には四つの潮流が分析せられる(鈴木安藏氏「日本憲法史概説」三八頁)とすれば、それらの分派によつて、立憲主義も議會政治も自由民權主義も自ら内容を異にするといわねばならぬ。(一)明治政府自身——岩倉、大久保、木戸、伊藤の一連の立憲主義議會政治や、(二)薩長藩閥政府に反對した同じ政府内部の官僚連の自由民權論は、ともに、近代的デモクラシーと似て非なるものであるが、民選議院、憲法制定への道を拓いた意味において全國民的、大衆的政治と全然無關係であるとはいえない

い。これらは「上流民權説」と評されているが、しかし(二)反薩長派の「自由民權」論は、やがて後ほど全国的に闘われた地主ブルジョアジーおよび貧農大衆の民權運動への、啓蒙的な、先驅的役割を果した。その意味からして、同じ「民權」の文字にも近代的デモクラシーの本義に近いものが意味されていると言つてよいであろう。明治七年の板垣退助らによる「民撰議院設立建白書」はそれであるが、そこに掲げられた「民撰」の文字は上述の意味におけるすなわち「上流民權説」という歴史的性質を有つものである。

では「上流」ならぬ「下流民權説」とは如何なるものであるか、と云えば、大井憲太郎を中心とする自由民權運動によつて示された「民權」である。大井憲太郎が、馬城台二郎の名において論じた自由民權説は、徹底的自由主義潮流を爲すもので、近代的デモクラシーの理論的先驅と稱してよい。上流民權説≠士族民權説が、議院への代表をば「士族及び豪家ノ農商等ヲシテ獨リ姑ラク此ノ權利ヲ保有シ得セシメンノミ」というのに對し、板垣退助らは、反政府的にこれを地主ブルジョアジー、及び貧農大衆への利益に導く自由民權論として唱えたが、大井憲太郎において弁士族富農に謀ることを迂遠なりとし「人民ニ管スル重大ノ事件ハ之レヲ民ニ議スルヲ以テ本旨トス」(明治文化全集第四卷三八八頁)という徹底的民主主義の理論と共通しているので、「民選議院」と云い、「自由民權」と呼び、士族民權にたいし「平民民權」と稱したものは、近代的デモクラシーを意味したものと考えてよいであろう。

##### 五 「天賦人權」と「通義權理」

明治七年一月十二日に公けにされた副島種、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平らの「愛國公黨」の聲明の中に



は天賦人權という言葉や通義權理という文字を使用し、デモクラシーに近い主張を述べたものがある。人は生れながらにして天より人力を以て之を移奪することの出来ぬ通義權理を賦與されている、ということ、そして政府というものは、「人民のために設けるところの政府である」ということを論じている。それによつて、天賦の人權を保護し、獨立の人格者としての人民とし、「民主と人民の融然一體」の實現を期することができるというのである。

しかし土佐派としての反政府運と目された愛國公黨も岩倉||大久保||伊藤らの政府の彈壓によつて解消し、國會開設へ向う最初の政黨運動も、その萌芽のうちに摘み切られてしまつた。

當時「人權」、「平權」乃至「民權」、「民主」の語が流行したことは注目すべきことであるが、加藤弘之の「國體新論」(七年)の中には君主政體に對して「民主政體」を對立せしめてをり、兒島彰一は「民權問答」(十年)を、植木枝盛は「民權自由論」(十二年)を、また「天賦人權辯」(十六年)、福本巴は「普通民權論」(十二年)を、外山正一は「民權辯惑」(十三年)を、松島剛はスペンサーを譯して「社會平權論」(十四年)の題名を興え、中江兆民はルーソーを「民約譯解」(十五年)として譯出し、馬場辰猪は「天賦人權論」(十六年)を、加藤弘之は「人權新說」(十五年)を、公けにし、それぞれの題名のもとに、人民の權利を論じたのであるが、これらによつて當時の學者、政治家、評論家の譯字を略々推察しうるのである。

## 六 徳富蘇峰と幸徳秋水の「平民主義」

徳富蘇峰の如き忠君愛國の權化と思われている評論家と大逆罪のために死刑となつた幸徳秋水を並べるのも奇

異な對象であるが、デモクラシーに相通する語を、ともに「平民主義」の譯字を以て表わしていることは興味深いことである。

明治二十年蘇峰が、青年時代に「民友社」を起こし「國民の友」に據つてデモクラシーの思想を宣傳したことは有名な事實であるが、これについて石川旭山の「日本社會主義史」には次ぎの如く述べてある。「彼、素より自ら社會主義團體なりと宣したるに非ず且つ彼が社會主義に對する思想は頗る幼稚のものなりき。然れども、彼は單に政治上に於ける平民主義を以つて満足するものに非ざりき、彼は政治的民主主義と共に經濟的民主主義を宣傳せり。民友社々主徳富蘇峰が當時の頭腦を解剖せば、蓋し三個の領域を以て成りしならん。一は政治的自由なり、二は經濟的平等なり、而して三は基督教的道德なり。彼が基督教的道德は其政治的自由の觀念と抱合して平民主義を成せり、然れども、顧みて社會の實際を察し、歐米諸國の形勢を觀たるの時、彼は到底其政治的平民主義に満足すること能わざりき。茲においてか、遂に經濟上の平民主義を説くに至れり」(明治四十年)と。

これによつてみても、蘇峰の「平民主義」なるものは、政治、經濟、道德の領域におけるデモクラシー思想に當てた譯字であることが知られるのである。のみならず、後年、明治二十五年の酒井雄三郎の名著「排曲學論」の中には、蘇峰の平民主義を引用し、平民主義の文字にわざわざ「デモクラシー」なる振り假名さえも附してゐるのである。

幸徳秋水は、明治四十年に「平民主義」なる著書を公けにしたが、これは三十六年に「週刊平民新聞」に載せた論文隨筆等六十篇を集めたもので、未だ彼が無政府主義者としての立場が明かでなかつた時代、民主主義的思想をば、つまりデモクラシー的思想をば平民主義の名稱のものに一括して呼稱したものと見られるのである。そ

して「平民主義」の語は明治三十年、四十年代には相當に廣汎圈に使用されたらしく、堺利彦らが、社會主義宣傳を彈壓された後、「平民社」なる一團に立て籠つたのは、「平民」なる語が、社會主義より溫健なデモクラシー的立場として許容されたことが推察されぬわけでもない。

## 七 酒井雄三郎の「民主政治」と都筑馨六の「民政」

明治二十五年に法學博士男爵・都筑馨六が「民政論」なる一書において、「民政」と「共和政」とを同視し、デモクラシー政治を排撃した。これに對して在野の俊鋭なる思想家・評論家たる酒井雄三郎が、「排曲學論」なる一書を公刊にして、都筑博士の「民政論」の誤謬と乖戾と淺薄牽強附會の所論を徹底的に駁撃した(拙著「酒井雄三郎のデモクラシー論」昭和十一年、「明治政治史研究」第一輯參照)。

都筑博士は「民政」とは民權擴張によつて、民黨を結び、これをもつて政治を行うことであるという。即ち「一國ノ大政ニ關シテ人民ガ啄ヲ容ルルノ權ヲ有スル區域ヲ擴メル」ことであり「可成大多數ノ人民ヲシテ之ニ參與セシムル」こと、これが都筑博士のデモクラシーであり「民政」である。同時に酒井の「民政」であり、「民主政治」であり、「平民主義」であり、デモクラシーである。ただ都筑にあつては、それがやがて共和政に通ずるものであるが、酒井にあつては、然らずとするところに相違がある。酒井曰く「民政とは必ずしも共和政の謂にあらず、民政は民友記者(徳富蘇峯氏?筆者記)の所謂る『平民主義』(デモクラチスム)に本きて、國の政を行うの謂にして『デモクラシー』即ち是れなり、必ず選舉に由りて國長を任命するを旨とする共和政(レパブリック)てふ一種の政體とは宜く之を混同す可らず」(「排曲學論」一一頁)と。もちろん酒井の理論の正しきことは言を俟

たぬものであるが、それはともかく、デモクラシーが、すでに明治二十年代に「民政」と譯され、「平民主義」、「民主政治」と譯されていたことに注目すべきものがある。

ちなみに酒井によつて「民政」が如何に理解されていたかを次の二三の抜萃によつて窺つてみよう。

「民政は即ち自由政のみ、専制は即ち壓制政のみ、民政とは國民自由の思想に循由して一國の政治を行ふを言ふのみ、専制とは一人若くは數人の權力を以て國民自由の思想を抑壓拘制するを言ふのみ。之を外にして豈に復た面倒なる解釋を求むるの必要あらんや」(同、二七頁)

ここで特記すべきは、酒井が、デモクラシーの政治をば、「民主政治」という譯字を使用していることであつて、果してこれがわが國最初の「民主政治」の譯字であるかどうかは不明であるが、興味ある問題である。(上掲書三三頁)そして民主政治の國をば「民政國」の語を以て表現してをり(同、三六頁)。社會民主黨をば「民政社會黨」と呼びなし(五五頁)ていることなど注目すべきことである。

## 八 小野塚喜平次博士の「衆民主義」・「衆民政治」

元東大總長小野塚喜平次博士は、日本における政治學をはじめ社會科學的に確立した學者として知られている。その著「政治學大綱」(上下二卷、明治三十六年刊)の下卷は「政策原論」を取扱つているものであるが、その中において「政黨」に言及し、デモクラシー政治をもつて「衆民政治」とし、デモクラシー政策をば「衆民政策」と呼び、デモクラシーへの趨勢を稱して「衆民的方向」と云つてゐることよりして、博士がデモクラシーに對して「衆民」の譯語を充ててゐることが知られるのである。

「衆民的トハ政策ノ歸着點ガ衆民ニアルノミナラズ政策ノ決定ニ關シテ衆民ノ勢力ヲ認ムルヲ云フ。單ニ民ヲシテ依ラシムルニアラズシテ又民ヲシテ知ラシムルナリ。單ニ知ラシムルニ止ラスシテ且ツ民ヲシテ政治ニ參與セシムルナリ」(同、二三七頁)とし、デモクラシーなるものが、君主制を否定するものでなく、その下にあつて可能なることを述べている。すなわち、「近世國家ハ其國體ノ君主國タルト共和國タルトヲ問ハス共ニ著シク衆民的傾向ヲ有シ階級ノ特權ヲ認メス法ノ前ニ萬人ノ平等ヲ原則トシ能力上ノ差異ヲ理由トスルノ外、均一ナル參政權ヲ衆民ニ與フ」(同頁)と。のみかデモクラシーがよく君主の地位を安固ならしめることを次の如く論じている。

「如何ニ考フルモ國家最終ノ地盤ハ多數民衆ナリ國家ノ運命ハ結局共掌中ニ歸ス彼等之ヲ自覺スルノ曉ハ其衆民的政策ヲ要求スルノ秋ナリ少數人士ハ到底久シク此要求ヲ無視スルコト能ハス況ヤ多數ノ積極的協力ハ其消極的服從ニ比シテ國家經營上遙カニ好結果ヲ來スニ於テヤヤ是衆民的政策ノ單ニ主權在民ヲ主義トスル共和國ニ覇ヲ稱スルニ止マラスシテ廣ク文化國ニ蔓延スル所以ナリ。立憲君主國ニ於ケル君主ノ地位ハ衆民的政策ヲ俟ツテ却テ其堅牢ヲ増加スルモノナリ」(同、二九九頁)とし、デモクラシーの政策的効果も強調してゐるのである。

しかも博士がデモクラシーを以て、立憲政治の眞體であるとしてゐることは注目し得る。「近世文化國共通現象ノ最大ナルモノノ一ハ、疑モナク多數衆民ノ政治的覺醒即チ之ナリ。一九〇六年一月舉行ノ英國下院議員總選舉ノ結果ハ、英國ニ於ケル衆民ノ政治的勢力史上、正ニ一時期ヲ劃スルモノニシテ、目シテ以テ新勢力團體ノ出現ト爲ス可ク、其ノ出現ハ之ヲ他歐米列國近時ノ政況ニ對照スレバ、毫モ珍奇ト爲スベキモノナシト雖モ、其出現ノ狀態ヲ願レバ、英國特殊ノ色彩ヲ帶ブルモノアリテ、立憲制ノ母國タルニ恥ジザルニ似タリ(歐洲現代立憲政況一斑、三頁)かくて、デモクラシーは、共和制においても、君主制においても、ともに政治原理としての高調

せる状態であるとし、特に君主政治においてその効果の偉大であることが紹介されているのであるが、博士が、デモクラシーをもつて、かく「衆民」なる文字を用ひ、一般に慣用され來つた「民主」なる譯語を避けた理由については、次の如きデモクラシーの本義に對する基本的な理解に基くものである。

「Sozialdemokratische Partei」ハ社會民主黨又ハ單ニ社會黨ト譯セラルルガ如シト雖モ、單ニ社會黨ト言フハ廣義ノ社會黨中ニ包含セラルル他ノ諸派トノ區別ヲ缺キ、又社會民主黨ト言フハ黨議トシテ君主國體ニ反對スルモノト見做スノ誤解ヲ招キ易シ。元來 *demokratische, democratie, democratique* ノ語ハ二様ノ意義ニ用キラル、一ハ君主ト相容レザル意味ニ於テシ、他ハ單ニ一般民衆ノ勢力ヲ認ムルノ意味ニ於テス。而シテ *Sozialdemokratische Partei* ノ場合ニ於テハ、黨員中、君主國體其ノモノニ反對スル輩之ナキヲ保セズト雖モ、敢テ黨議トシテ之ヲ主張スルニアラザルハ勿論、又該黨ノ本質及ビ黨勢膨脹ノ原因ヲ君主ニ絶對的ニ反對スル共和國體思想ニアリト信ズルハ誤レリ。故ニ予ハ、社會衆民黨ト言フヲ以テ、意義ニ於テモ語ノ直譯ニ於テモ寧ロ優レリト爲ス。(明治四十一年「歐洲現代立憲政況一斑」九九頁)

これによつてみても、デモクラシーの譯語をば、民主主義という字をもつて當てることの正しくないこと、民主主義という譯語は、直ちに君主主義と相容れぬものであるという印象を與え、餘りに一面的であるということが明かである。君主の下にあつても、デモクラテイツクな政治は可能であるのみか、デモクラテイツクな政治を主張する政黨は、直ちに、その綱領として君主制の撤廢を要求として掲げているものでないという理由も知られるのである。小野塚博士の譯語たる「衆民」という語が、語感として如何であるか、という點だけに、問題がかかつていたので、「衆民」と譯するに至つた博士の意圖はまことに明快であつたといわねばならぬ。

## 九 吉野作造博士と「民本主義」

近世日本における本格的なデモクラシー運動は、第一次歐洲大戰後、大正四五年ごろからであり、その先頭に立つてデモクラシーの論陣を張り、思想的究明と宣傳とをよく果したものは吉野作造博士であつた。博士がデモクラシーに「民本主義」の譯字を與えて、この思想を鼓吹したことは餘りにも有名である。

博士の「民本主義鼓吹時代の回顧」なる一文によると、當時の情勢が明瞭になるのであるが、それはとも角として、博士のデモクラシーの提唱として代表的な、思想上に劃期的な意義を有つ論文は、大正五年一月「中央公論誌上に公けにされた「憲政の本義を説いて其有終の美を濟すの途を論ず」という表題の長篇である。この論文によつて「民本主義」の譯字が、當時の思想界に問題となつたのであつた。

博士の意味するデモクラシーは次の如き内容を有つてゐるが故にそれは「民本主義」なのであつた。

一、近代政治は人民の意向を樞軸として運用される輿論政治であること。

二、この輿論は形式上人民の多數に依つて作られるが、その内容となるべき思想そのものは少數哲人の所産であるから、近代政治も哲人政治の一形態であること。

三、故に近代政治においては、少數哲人によつて創成せられた幾つかの思想を、民衆の決定によつて社會的實現に導くものであるから、民意の尊重を最も重要とすること。

四、今日の立憲代議制度の下では、下院少數有産階級の獨占から救い出して之を完全に多數民衆の利害休戚の發現所たらしめるためには、先ず普選の實行並に理想的なる選舉取締規程の攻究を必要とすること。

五、斯くして後はじめて、政黨内閣又は議院内閣は近代政治の傾向に即するものであり、従つて大權内閣説の如きは謬論であること。

六、民意暢達を期する上からして、貴族院並に樞密院の如き憲法上の諸機關は、稍々もすれば、民本政治を歪め勝ちであるから、かかる傾向を排すべきこと。制度によらざるも、軍閥による民本政治に對する牽制の如きは斷乎として排すべきこと。

大體このようなものが吉野博士の理解したデモクラシーであり、民本主義であつた。かくてこの輿論政治と普通選舉制度を樞軸とした政治論としてのデモクラシーは、在來の高壓的政治への不満と反抗の民衆心理に共鳴され、枯草に火のつくが如く思想界を風靡したのであつた。

博士が「民本主義」の譯字を何にヒントを得たかは、不明であり、仁徳帝の御言葉として傳えられているところの「君以民爲本」というところより出たのであるかどうか明かでないが、類似の言葉であるから一言、ここに書き添えて置く。博士は、民本主義は自分の造語でなく、當時茅原華山、上杉愼吉氏らが使つていたと言われた。

## 十 森鷗外博士のデモクラシー譯字評

森鷗外博士が、デモクラシーの譯字についてどのように考えていたかについて、辰野隆氏の「忘れ得ぬ人々」の中に實に興味深い一挿話が語られている。それをここに引用してみよう。

「思い出されるのは大正十年頃の鷗外である。或日僕は山田珠樹、鈴木信太郎と一緒に鷗外を上野の博物館に訪れたことがあつた。館長室に案内された三人は鷗外と色々な談を交はしたが、その時館長の机の上には、



數冊の佛蘭西書が重ねられていた。それが何れも社會學や社會主義に關するものだつた。話は當時、吉野作造教授を中心とした民本主義の方へ移つて行つた。その時分の鷗外は北條霞亭を書いて、傳記物の方面に新しい畝を入れていた。鷗外が徐ろに語つた意味は、はつきり覺えている。

「デモクラシー」のデモは民衆で、クラットは力だろ。民主主義と譯しても、民本主義と譯しても差支ない。よなもの、デモクラシーの方は寧ろ民衆に依つて、或は民衆の力を利用して、といつた臭ひがあるのだね。そこで、民本主義の方はどうかというと、之は民衆の爲に、己を空しくして民衆の爲に、という味があるな。だから民本主義は、實はデモクラシーと言うよりも、デモフィリと呼んだ方が穩やかなのだ。佛蘭西語で云えば *Peu* (に依つて) と *Pour* (の爲に) との相違になるのだらう。(同書、五六頁—五七頁) 云々。

これによつてみると、いまわれわれの考えている意味でのデモクラシーの本義は、民主主義と民本主義と兩方の意味に含まれたものを一體に融合したもので、兩者を同時に意味する日本語が探せるか創作されるなら、これに越したことはない。そして、語呂の上からやはり二字の譯字が欲しいわけで、ライヒ乃至ステートを「國」としないで「國家」と云つた方が、讀み書きにも好都合で耳當りがよいのと一般であらう。

## 十一 新渡戸稻造博士の「平等論」・「公平主義」

新渡戸博士はその著「内觀外望」の中で、「デモクラシーは専門家の政治ではない。國民一般の政治である」(一七三頁)と言ふ。「偉人群像」の中では、「カーペンターの Democracy を譯をして「平等論」の字をあててい

る。(三頁)その他の場所では、Democracyの英字に振假名「デモクラシー」をつけ、「公平主義」の譯語を用いて、この公平主義による政治を「民衆政治」と呼び、その國家をば「民衆國家」であると呼んでいる。デモクラシーの意味には、たしかに「公平」ということが含まれているので、したがつて單に政治的のみ解することとは正しいとは言えないであらう。

## 十二 佐々木惣一博士の「民意主義」と「共主義」

大正の初期、名著「立憲非立憲」においてデモクラシーの本義を論ぜられた佐々木惣一博士は、戦後、デモクラシーの眞義を表わす譯字として「民意」或は「衆意」という字を當てては如何であらうと言われていた。博士がこの譯字を撰ぶまでには、随分いろいろな譯字を想い浮べられ、デモクラシーの意味を可及的に正確に移そうと苦心されている。例えば、同議、衆參、容衆、同參、同集、衆同、重衆(衆を重んずること)、重民(民を重んずること)、民意、衆意、衆議、友衆、與衆、協衆、衆一、倚衆、僚衆、侶衆、民衆、衆民、與衆(與に非ず)、衆與、共議、友僚、協心、共與、共行、共進、共民、共友等々がデモクラシーの譯字或はその意を移すものとして考えられるといわれた。(博士のメモより)

私はここで、これらの譯語の何れが適譯であり、よくデモクラシーの意義を日本人に移しうる語であるかを斷定する資格はない。ただこれらの幾多の譯語のすべてを通して、感得しうる意味を想いみるべきであらう。佐々木博士も、小野塚博士と同じく、民主主義という譯語は極力避けられているところよりして、「民主」という文字が「君主」に對立し、これを否定するもの、という印象を興える語感に對して慎重であられるのであらうか。

デモクラシーが直ちに君主制を否定するものでなく、小野塚博士の所説のごとく、むしろ却つて君主の地位を安固ならしむるものであることのほか、人民が參與し、人民の意思を重んじ、人民の意思を容れ、人民をしつて納得せしめる政治であることを重要視されているものであろう。

博士は、戦後、しばらくの間は、民意主義、民意政治と譯するのが良くはないかと、餘り強い意味においてでなく仰言られていたようであるが、衆議院議員安藤正純氏などは、新聞紙上で、「民意」主義という言葉を使つてをられたことより考慮し、衆民主義、衆民政治の語を自著に堂々と使用している小野塚博士の譯語とともに、考慮すべきものと思われる。何れにしてもデモクラシーの譯語として、たとい「民主主義」、「民主政治」という文字が一般化し流布され、使用されているとしても、この文字は、決して適語でもなく、デモクラシーの本義を正しく表現しているものでもない、ということが考えられる。佐々木博士は、その後けつきよく、デモクラシーに「共主義」という譯字をあてることに決しられた。最近の博士の「日本國憲法論」にはデモクラシーを「共主義」という譯字をあてる理由を次ぎのように述べられる。

「ポツダム宣言はデモクラチック Democratic 傾向の復活強化を要求する。デモクラチックはデモクラシー主義による社會生活體制である。社會生活が、その社會を爲す者の幸福となるよう、皆の活動によつて營まれる、という主義である。皆の幸福となるよう營まれることは、共に生きる共生主義といい、皆の活動により營まれることは、共に働く共作主義といい、この二主義が結びついてデモクラシーとなる。社會において皆が主となるのであつて、共主義というてよい。デモクラシー即ち共主義は一般に社會生活の體制に關して考えられるのである。政治生活についても考えられることは勿論だが、政治生活についてののみ考えられるのではない。ポツダム宣

言は獨り政治生活のみでなく一般に社會生活についてデモクラシー即ち共主義を要求するが、政治生活について強く要求すること疑ない。これは一般社會生活從て國家の政治生活の行われる仕方である」(同書九七頁)云々。

### 十三 田畑忍博士の「民和主義」

同志社大學の田畑忍教授はデモクラシーの譯字について「日本憲法學序説」(六二頁)および「憲法學」(六七頁)の中において、日本國憲法の根本精神を要約するさいに、「民和主義」なる譯字をあてられる。新しい日本國憲法序節は、「日本國憲法が、第一に主權在民主主義即ち共和主義をとること、第二に主權が行われる形式として民主主義又は民和主義をとること、第三に主義の發動たる戰爭を排するに純粹の平和主義をとることを明確にしてゐる」と。教授が「民和主義」の譯字を創出したわけは、デモクラシーの意義に加うるに、日本國憲法の根本精神を説明するための、共和主義、民和主義、平和主義というように、その内容と同時にむしろ語呂の美しさがデモクラシーの譯字の選擇に影響したかの印象を深くする。

### むすび

私は、ここにごく狭い私の見聞に基づいて、明治以來諸學者のおもだつたデモクラシーの譯字を羅列したのであるが、このほかにまだいくたの譯字が挙げられていることであろうと想像する。このようなせんさくが、さまざま有益であろうとは思わなし、また甚だしく興味あることでもないと思う。問題は、デモクラシーの譯語を如何ように變えても、變えることによつて、その意味する内容そのものの歴史的、客觀的な意義が明確に把握され

なければ、學問的意義は稀薄であるということに存する。事實、諸學者によつて理解され、把握されているデモクラシーの意味は、その譯字の異つていようように、やはりそれぞれ相違しているがごとくである。學問的意義からすれば、その理解や把握が、嚴密には、譯語と共にどのよう相違しているかという點に懸つているのである。

私はここでその點に言及する意圖はないがいまデモクラシーということについて、ブルジョア・デモクラシーとプロレタリア・デモクラシーが區別されているが、そのデモクラシーを如何に統一的に、——歴史的・論理的に理解するかが重要なのではないか。同じくデモクラシーの文字を用いながら、何故に相互に異り、あるいは對立して把握されているのであるか。これについて一言だけ述べておきたいことは、普通にデモクラシーと呼ばれているものは、市民社會におけるブルジョア・デモクラシーであり、その意味する内容は、一面において民主主義であり、同時に他面において自由主義を内容としていのである。したがつて歴史的・理論的には、市民社會におけるデモクラシーは、「自由主義」民主主義」としての意義を有つていゝ。しかしプロレタリア・デモクラシーにおいては、その自由主義部面が歴史的に止揚されて、「社會主義」民主主義」としての内容、——ブルジョアデモクラシーと異つていゝ理論的・具體的な内容を有つことになる。單に言葉としてのデモクラシーをもつて一律に普遍的に片付けられるわけのものではなく、あくまでデモクラシーそのものの歴史性において、理論的に理解し把握すべきもので、「人民民主主義」の言葉が、いまプロレタリアデモクラシーの意義において呼稱されているのも、このような觀點からのみ理解できるであろう。譯字の相違には、この具體的・歴史的の内容の相違のあることを想わねばなるまい。デモクラシー思想の起點も、その方法的基礎をここに求むべきものであることを附記しておきたい。